

## 1. 避難所運営のみなさまへ

このたび、被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

朝霞市女性センターでは、大災害時の避難所生活において、被害に遭いやすい女性や子どもを守ることをはじめ、被災された多くの方が犯罪等に巻き込まれることがないように、この防災防犯マニュアル（避難所運営者用）を作成しました。

被災されたみなさまが、少しでも安心した避難所生活を送るために、ぜひご活用ください。

## 2. みんなの声

- 女性や子どもへの暴力が増加
- 女性や子どもの意見が反映されない
- 役割分担が性別で決まりがち

避難所生活では、女性や子どもが性犯罪を含む暴力被害に遭いやすいことが国際的に知られています。

また、避難所の運営は大半が男性で、女性は炊き出し等の担当が多いなど、性別で役割が決まることも多く、避難所環境や物資の配布等についても、女性や子どもの要望があまり反映されていませんでした。



## 3. 意見を集めよう！

- 多角的なニーズを反映させよう
- 避難所での作業は、男女共同で
- 相談窓口を設置しよう

避難所運営には被災者の多様性を考慮することが重要です。作業等になるべく男女共同で行い、高齢者や妊婦さん等の要援護者からの意見も取り入れ安全で安心な避難所づくりが必要です。（ご意見箱等の活用や、外国語表記の配慮等も）

また、朝霞市女性センターの活用や、民間支援団体と連携し相談員に女性を起用した窓口を設置し、多角的な要望を反映させましょう。

## 4. 作ろう！

- 避難所ルールをつくっていこう
- 女性運営者を複数登用しよう
- 女性専用トイレ（子どもも使用）や専用スペースを作ろう
- 啓発ポスターを作成しよう

多角的な視点を取り入れるため、女性運営者を登用し、女性が提案しやすい環境をつくりましょう。

明るく死角のない所への女性用トイレの設置、異性の視線が気にならない場所への物干し場、授乳室、女性のための世帯用スペースの設置など犯罪の起きにくい環境づくりを心がけましょう。

## 5. 防ごう！

- 避難者名簿の確実な作成・管理
- 部外者はまず受付、識別を
- 避難所周辺の危険個所の把握

避難者名簿に、安否確認時の個人情報開示の同意／不同意について記載してもらいましょう。（DV等で避難をしている方などもあります。）

部外者はまず受付してもらい、腕章などで識別できるようにして、不審者侵入を防止しましょう。

また、避難所に入っている方々で周辺を回り、危険な箇所を把握しておきましょう。

## 6. 守ろう！

- 夜間の見回りをしよう
- 暴力を許さない環境をつくろう



避難所内の安全を維持するために、自主防災組織（自治会・町内会）や消防団、地域防災アドバイザー等の地域防災の担い手の方に御協力いただき、複数人のグループで「見せる」見回りを行いましょう。

また、避難所を運営する方たちは一致団結して毅然とした態度を取るとともに、犯罪発生時には躊躇することなく警察に通報し、暴力を許さない環境を作りましょう。

朝霞市女性センター  
— 463-0356 —



避難所運営者用

# 防災防犯

## 避難所運営における

## 7. 相談を受けたら？

- 性犯罪や窃盗などの犯罪について  
朝霞警察署に通報しましょう。  
また、緊急事案は110番通報してください。

### ◆朝霞警察署

電話番号：048-465-0110

- DV・ストーカーについて

避難所名簿の取り扱いに注意するほか、警察署に所在等を伝え相談するよう促し、朝霞市女性センターの利用も促してください。

### ◆朝霞市女性センター（DV相談）

電話番号：048-463-0356

火曜日～日曜日・午前9時～午後5時

# 避難所チェックシート☑

確認日： \_\_\_\_\_ 確認者： \_\_\_\_\_

① 避難所のスペース	
プライバシー	<input type="checkbox"/> 授乳室（椅子、授乳用の枕やクッション、おむつ替えスペース）がある <input type="checkbox"/> 男女別更衣室、男女別休養スペースがあり、それぞれ離れた場所にある <input type="checkbox"/> 間仕切り・パーティションがあり、プライバシーの保護の観点から十分である
要配慮者	<input type="checkbox"/> 適切な通路が確保され、段差が解消されている <input type="checkbox"/> 乳幼児のいる家庭／介護・介助が必要な人／単身女性・女性のみ世帯用エリアがある <input type="checkbox"/> 女性専用スペース（女性用品の配置・女性相談）がある <input type="checkbox"/> キッズスペース（子どもたちの遊び場・勉強・情報提供）や保育エリアがある <input type="checkbox"/> 足腰が悪い人のための寝具（段ボールベッド等）が提供されている
トイレ	<input type="checkbox"/> 安全で行きやすい場所に設置されている（屋外なら暗がりにならない場所） <input type="checkbox"/> 女性トイレと男性トイレは離れた場所にある <input type="checkbox"/> 女性トイレ：女性用品・防犯ブザーの配置、仮設トイレは女性用を多めに（3：1） <input type="checkbox"/> 女性トイレ：サニタリーボックス（ふた付きごみ箱）の設置 <input type="checkbox"/> 男性トイレ：尿取りパッド等の配置 <input type="checkbox"/> 多目的トイレ（男女共用）が設置されている <input type="checkbox"/> 洋式トイレが設置されている <input type="checkbox"/> 配慮が必要な人の優先的使用を表示している <input type="checkbox"/> トイレの個室、トイレまでの経路に夜間照明が設置されている <input type="checkbox"/> トイレに錠がある
安全	<input type="checkbox"/> 避難所の危険箇所や死角となる場所の把握・立入制限がされている <input type="checkbox"/> 間仕切り・パーティションが高い場合は個室の定期確認がされている
その他	<input type="checkbox"/> 各部屋に部屋札（ピクトグラム、やさしい日本語）が設置されている <input type="checkbox"/> 掲示板による情報提供（情報が届きにくい人向け）がされている
② 避難所の運営体制・運営ルール	
運営体制	<input type="checkbox"/> 管理責任者には男女両方を配置している <input type="checkbox"/> 自治的な運営組織の役員に女性が3割以上参画している <input type="checkbox"/> 運営組織に、多様な立場（要配慮者、外国人、中高生等）の代表が参画している
運営ルール	<input type="checkbox"/> 避難者による調理・片付け・清掃等の負担が、特定の性別や立場の人に偏っていない <input type="checkbox"/> 女性用品（生理用品、下着等）は、女性担当者が配布を行っている
ニーズ把握	<input type="checkbox"/> 避難者からの要望や困りごとを受けける仕組み体制がある（トイレ等への意見箱の設置） <input type="checkbox"/> 女性や子育て・介護中の家庭の要望等を積極的に聞き取り、運営に反映させている <input type="checkbox"/> 避難者名簿を作成し、情報管理が徹底されている <input type="checkbox"/> 相談体制の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談が実施されている
③ 暴力防止・安全の確保	
<input type="checkbox"/> DV被害者等の避難者名簿の作成と情報管理が徹底されている（情報の非開示） <input type="checkbox"/> 男女一緒に行う防犯体制がある <input type="checkbox"/> 就寝場所や女性専用スペース等へ巡回警備が行われている <input type="checkbox"/> 避難所の校庭など、敷地内に車中泊がいる場合は、車中泊エリアの巡回警備が行われている <input type="checkbox"/> 暴力を許さない環境づくりが整備されている （啓発ポスターの掲示、相談カードの設置、照明の増設、女性や子どもは2人以上で行動する、移動する際はまわりの人に声を掛け合う） <input type="checkbox"/> 防犯ブザーやホイッスルが配布されている <input checked="" type="checkbox"/> 不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口、男性相談窓口が周知されている	
④ 衛生環境・感染症予防	
<input type="checkbox"/> 感染症予防（手洗い・消毒・マスク）対策がされている <input type="checkbox"/> トイレの使用方法・汚物の処理などの衛生対策が行われている <input type="checkbox"/> トイレ専用の履物（スリッパ等）が使用されている <input type="checkbox"/> ゴミの収集や分別が徹底されている <input type="checkbox"/> 炊き出しを行う際は、調理の手順の表示や食品の管理、主要なアレルギーの有無の表示、残食の廃棄が徹底されている	

## 1. 帰宅する？しない？

大地震の後には、強い余震がくることもあります。しばらくは安全確保に努めましょう。

### 私は帰れる？チェック

- 自宅までのルートがわかる
- 徒歩2時間以内で帰宅できる
- 日没までに帰宅できる
- 移動中にとる水・食料がある
- 体力に自信があり、体調も良い
- スニーカーなど歩きやすい靴だ



帰宅が困難な場合は、無理に移動しないことが大切です！

## 2. これを普段から備えておこう

安心♪バッグに入れておきたい  
非常用アイテム

(ポーチにまとめておくと便利です)

- 現金 (公衆電話用に小銭も必ず！)
- マスク       消毒液
- 飲用水       携帯カイロ
- 簡易食 (飴・チョコなど)
- ホイッスル・防犯ブザー
- メモ帳・ペン
- 携帯トイレ
- 救急用品、常備薬
- 小型懐中電灯
- 生理用品



## 3. 安否確認どうやって連絡する？

- ・家族・勤務先への安否報告
- ・災害用伝言サービスの活用

災害発生直後は、電話が通じにくくなり、家族の安否確認が困難になります。

前もって家族で話し合い、電話以外での連絡方法についても決めておきましょう！(LINE や Twitter、Facebook 等も活用しましょう。)

また、災害用伝言ダイヤルや、災害伝言板を利用しましょう。いずれも毎月1・15日や、防災週間(8/30~9/5)などに体験利用ができます。

## 4. 帰宅することになったら

災害時帰宅支援ステーション  
(コンビニ・ファミレスなど  
賛同店舗)



防犯・防災協力店セーフティ・ステーション  
(ガソリンスタンド)



各市の一時滞在施設

を利用し、休みをとりながら一人きりにはならないよう注意して移動しましょう。



### 知らない人からの声掛けに注意！

「うちはお風呂が使えるからどうぞ」と家に誘い、女性に暴力をふるう事件がありました。

## 5. 災害用伝言ダイヤル

### ▶災害用伝言ダイヤル (NTT)

災害時に限定して利用可能です。被災地内の固定電話および携帯電話\* 公衆電話等から伝言を録音できます。  
(\*一部の通信事業者を除く)

### 災害用伝言ダイヤル171

#### 伝言を録音する

1を押す  
自分の電話番号  
市外局番から入力  
30秒で伝言を入れる

#### 伝言を再生する

2を押す  
相手の電話番号  
市外局番から入力  
伝言を聞く

## 6. 災害用伝言板

▶災害用伝言板 (web171) (NTT)  
インターネットを利用して、被災地の携帯・パソコンから、伝言を文字で登録・閲覧することができます。\*連絡先の事前登録もできます。

### 災害用伝言板 (web171) のサイト

<https://www.web171.jp>



伝言を登録する  
自分の電話番号  
を入力後、伝言  
を書き込み登録

伝言を確認する  
相手の電話番号  
を入力し、**確認**  
伝言の有無と内容表示



女性のための

# 帰宅支援

女性のための

## 7. 避難所開設時の相談窓口

避難所での困りごとやトラブルに関する相談は、朝霞警察署または各避難所の相談窓口、朝霞市女性センターへ！

◆朝霞警察署(事件・事故・盗難など)

電話番号：048-465-0110

※緊急時は110番！

◆朝霞市役所

(避難所での困りごとなど)

電話番号：048-463-1111

◆朝霞市女性センター (DV相談)

電話番号：048-463-0356

火曜日～日曜日

午前9時～午後5時

# ひとりで悩まず、 相談してください。



- 避難所・避難先では、性暴力、DVなどが発生するリスクが高まります。
- 性的な嫌がらせなどの言動も性暴力です。

これまでの災害では、例えば、

- ・トイレ等が暗い場所があり、そこで暴力を受ける
  - ・見知らぬ人が知らぬ間に隣に寝てきて体を触る
  - ・お子さん（男児・女児）がわいせつな行為をされる
  - ・支援をする見返りとして性的な行為を要求される
- などの事例が発生しています。

- \* 単独行動はしないようにしましょう！
- \* 周囲の皆さんの目と支えも頼りとなります。
- \* 見ないふり、知らないふりをせず、助け合いましょう。
- \* ストレスをためず、不安な気持ちも声に出しましょう。

## 相談機関

※相談は無料です。秘密は守られます。  
※受付時間は状況により変更される場合があります。ご了承ください。

○埼玉県婦人相談センターDV相談担当

☎048-863-6060 9:30~20:30(月~土) 9:30~17:00(日・祝) ※12/29~1/3除く

○With Youさいたま（埼玉県男女共同参画推進センター）

☎048-600-3800 10:00~20:30(月~土/祝・第3木曜日・12/29~1/3を除く)

○警察庁性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」  
(各都道府県警察の窓口につながります) ※緊急時は110番を！

○DV相談ナビダイヤル ☎#8008(はれれば)

○DV相談+ (プラス) ☎0120-279-889 (24時間対応)

ここに記載されている情報に関する問合せ

 朝霞市女性センター  
それいゆぷらざ

☎ 048-463-2697(火~日曜日9:00~17:00)  
soreiyu@city.asaka.lg.jp

## 1. みなさまへ

このたび、被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

朝霞市女性センターでは、過去の災害で被災者から寄せられた多くの要望や意見をふまえ、みなさまが避難所生活において、さらなる犯罪等に巻き込まれることがないよう、この女性・子どもの防災防犯に特化したマニュアルを作成しました。

避難所生活での不安が少しでも解消されますよう、ぜひご利用ください。

## 2. 知っておこう！

- 避難所生活では、女性や子どもが被害に遭いやすい



避難所生活が長く続くと、将来への不安やストレスなどから、トラブルが起こりやすくなります。

傷害事件や貴重品の盗難のほか、わいせつ行為等の性的犯罪なども発生するおそれがあり、女性や子ども（男児を含む）の方が、成人男性に比べて被害に遭いやすいことが国際的に知られています。

## 3. 環境づくりをしよう！

- 犯罪の起きにくい環境をつくろう
- 避難所での作業は、男女共同で行おう



プライベートスペースを確保することや、トイレ、物干し場等の配置を少し変えるだけでも犯罪等の起きにくい環境をつくることができます。女性の目線から意見を述べるなど、避難所の運営に積極的に参加しましょう。

また、物資の配分や炊き出しなどの避難所での作業は男女共同で行いましょう。

## 4. 防ごう！見守ろう！

- 一人で行動しない
- 一旦帰宅する際にも注意
- 交代で子どもを見守ろう



暗がりや死角をなるべく避けて複数で行動しましょう。

万が一、犯罪に遭いそうになったら、大声を出して周囲に助けを求めましょう！（不審者は大きな音や声が苦手です。）自宅に戻る場合も、家の中に不審者が潜んでいるかもしれないので、注意が必要です。

また、子どもの遊ぶスペースを確保し、大人が交代で見守りましょう。

## 5. それでも被害に遭ったら

- 直接もしくは避難所の相談員などを通じて警察に通報
- 緊急事案は、その場で110番！

万が一被害に遭ってしまったら、さらなる犯罪をうまないためにも、すぐに警察に通報し、被害を届け出ましょう。安全な場所で話を聞いてもらえます。

どうしても通報しにくい場合は、避難所相談窓口の相談員、災害対策本部、女性センターの相談員などを通じて通報してください。

## 6. DV・ストーカー被害者の方へ

- 避難者名簿の記載に注意
- ストーカーや性犯罪は、警察に相談し、居場所を伝えておこう
- DV被害相談は女性センターへ！

避難者名簿は、相手方の目に触れる可能性も考えて、記載には注意してください。記載する場合は、名簿に安否確認時の個人情報開示の同意不同意について記載しましょう。

DV・ストーカー事案は急展開し、凶悪犯罪に至る可能性があります。

まず、警察や女性センターに相談しましょう。



# 防災防犯

女性や子どものための

## 7. 相談について

避難所での困りごとやトラブルに関する相談は、朝霞警察署または各避難所の相談窓口、朝霞市女性センターへ！

◆朝霞警察署(事件・事故・盗難など)

電話番号：048-465-0110

※緊急時は110番！

◆朝霞市役所(困りごとなど)

電話番号：048-463-1111

◆朝霞市女性センター (DV相談)

電話番号：048-463-0356

火曜日～日曜日

午前9時～午後5時

子どもが  
わいせつな行為を  
される

見知らぬ人が  
知らぬ間に隣にきて  
体を触る

トイレ等が暗い場所  
にあり、そこで暴力を  
受ける

支援する見返り  
として性的な行為を  
要求される

授乳しているのを  
男性にじっと  
見られる

避難所に更衣の  
場所がなく、上  
からのぞかれる



東日本大震災の際にも起きています！

## 避難所・避難先では、性被害・性暴力 DVなどが発生するリスクが高まります

自分を大切に  
してください

周囲の目と支え  
がたよりです

単独行動はしない  
ようにしましょう！！

見ないふり・知らない  
ふりをせず助け合って

被害をうけたら相談を！

ストレスをためずに  
不安な気持ちも声に  
出しましょう

性的な嫌がらせやいたずらなど  
尊厳を傷つける行為は犯罪です



### 相談機関

※相談は無料です。秘密は守られます。  
※受付時間は状況により変更される場合があります。ご了承ください。

○埼玉県婦人相談センターDV相談担当

☎048-863-6060 (月~土)9:30~20:30 (日・祝)9:30~17:00 (年末年始休)

○With Youさいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)

☎048-600-3800 (月~土)10:00~20:30 (祝・第3木曜日・年末年始休)

○警察庁性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」

(各都道府県警察の窓口につながります) ※緊急時は110番を！

○DV相談ナビダイヤル ☎#8008 (はれれば)

○DV相談+ (プラス) ☎0120-279-889 (24時間対応)

お問い合わせ



朝霞市女性センター  
それいゆぷらざ

☎048-463-2697 (火~日曜日9:00~17:00)

# 朝霞市

## パートナーシップ・ファミリーシップ制度

一人ひとりが互いの人権を尊重し、だれもが自分らしく生きられるよう、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を創設します。この制度は、一方又は双方の性自認が戸籍上の性別と異なるもの又は性的指向が異性のみではないお二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを届け出ると、市から「届出受領証明書」と「届出受領証明カード」を交付する制度です。また、パートナーシップの届出をした方は、一方又は双方と生計を同じくする子ども又は親等がいる場合には、家族として協力し合う関係であることを届け出ることができます。

令和5年4月1日  
から  
開始します

### どんな人可以できるの？

- 1) **成年**に達していること
- 2) **市内**に住所を有していること  
又は、3か月以内に朝霞市に転入を予定していること
- 3) 届出者同士が近親者ではないこと  
※パートナーシップ関係に基づく  
養子縁組を除く
- 4) 配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)がいないこと
- 5) 届出する相手方以外とパートナーシップの関係がないこと

### 必要書類は？

#### パートナーシップの届出

- 1) 朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書(様式第1号)
- 2) 住民票の写し  
(3か月以内に発行されたもの)
- 3) 独身であることを証明する書類  
(3か月以内に発行されたもの)
- 4) 本人確認ができるもの

#### ファミリーシップの届出

- 1) 届出者との関係がわかるもの
- 2) 届出をする方とその子及び親と生計を同じくしていることが確認できる

※通称名の記載を希望する方は、別途、書類が必要です。

### 届出希望の予約連絡

届出を希望される日の

**原則7日前**までに

問い合わせ先へ

電話



か

メール




を

お願いします。

**確定した届出日に**

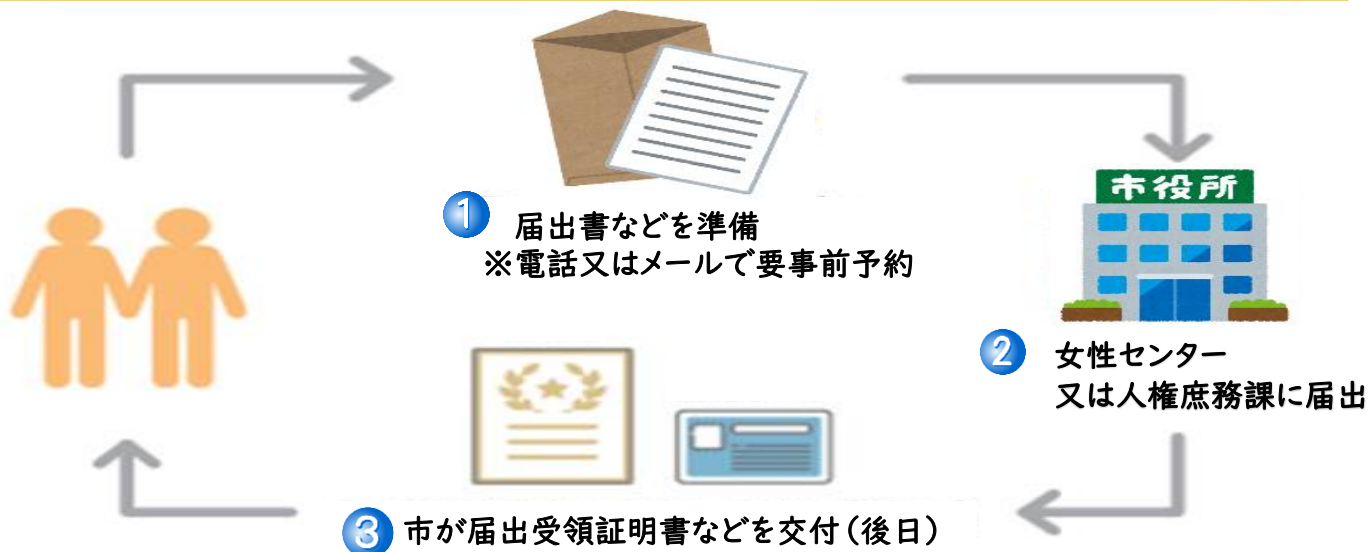
**お二人そろってお越しください**



※制度の詳細や届出方法については、市ホームページ ⇒  でご確認ください。



## パートナーシップ・ファミリーシップ届出に係る手続きの流れ



## パートナーシップ・ファミリーシップ届出受領証明書

表面

朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受領証明書  
朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要領に基づき、  
年月日に届出を受領したことを証明します。

交付番号  
年月日 朝霞市長 印

届出者(本人) 届出者(パートナー)  
年月日生 年月日生

ファミリーシップ対象者  
年月日生 年月日生

年月日生 年月日生

年月日生 年月日生

裏面

この証明書は、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくと市に届出されたことを証明するものです。

受領証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

この制度を利用する方の性の在り方(性自認、性的指向等)やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外することはしないでください。

戸籍上の氏名(※通称使用の場合)  
届出者(本人) 届出者(パートナー)

届出受領証明書も  
お渡しします!



※「受領証明書」を持っていることで受けられるサービスは、サービス提供事業者へ直接確認してください。

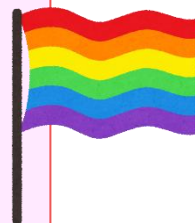
### ～市民・事業者の皆様へのお願い～

本制度は、法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、だれもが人生のパートナーや大切な人と暮らし、自分らしく活躍することを応援するものです。

事業所や医療関係の皆様におかれましては、従業員、顧客及び患者等への対応において、届出者が配偶者や親族と同様の取扱いを受けられるよう、今後、可能な範囲でご協力をくださるようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のあり方(性的指向や性自認など)や制度を利用していることについて、本人の同意なく決して口外しないようお願いいたします。

本制度の主旨にご理解の上、ご配慮・ご協力をお願いいたします。



©むさしのフロントあさか



問い合わせ先 / 朝霞市女性センター

朝霞市人権庶務課

☎048-463-2697

✉soreiyu@city.asaka.lg.jp

☎048-463-1738

✉zinken\_syomu@city.asaka.lg.jp